



今年6月、  
とが目的といえる。  
2度目の改訂  
今後、スキルを具備  
がなされた上  
していると思われる取  
場会社向けの  
役の場合、その意義を  
認識し、それを裏切る

「コーポレートガバナ  
ンス・コード」は、取  
締役会が備えるべきス  
キル(知識・経験・能  
力)と、各取締役のス  
キルとの対応関係の公  
表を要請している。す  
でにいくつかの会社で  
は、取締役に期待する  
分野(例えば企業  
経営・財務会計・  
法務リスクマネジ  
メント・ガバナ  
ンスなど)を複数示  
し、それぞれの取  
締役が該当する箇  
所に印をつけた一  
覧表(スキルマト  
リックス)を公表  
している。

これまでも新任  
役員を選任に際して  
は、株主総会招集通知  
に、候補者とした理由  
等が示されていたが、  
会社の期待と取締役全  
員のスキルや特性等と  
の関係が不明であつ  
た。今回の改訂は、自  
社の事業特性を勘案し  
つつ、特に重要と見え  
るスキルセットを示  
し、それになつた人  
材の配置を明示するこ  
とが目的といえる。

### スキルマトリックス

事後、常に真実か  
つ公正であること  
が不可欠であり、  
無責任な情報開示  
は厳に慎む必要が  
ある。

別途、経営判断  
の誤りで損失が出  
たり、不正等が発  
覚したりした場合  
などに、経営陣の  
在任中の報酬を会社  
が取り戻す仕組みと  
して、クローバック条  
項がある。これになら  
うならば、開示され  
たスキルを十分に発  
揮せず、株主の期待  
に応えきれない取締  
役には、報酬の一部  
返還を規定すること  
で、スキルマトリッ  
クス開示の実効性を  
確保すべきでないか。  
(側隠)

この欄は、第一線で活躍している経済人、学者ら社外筆者が執筆しています。